

支援者向けオンラインセミナー

日本に住む外国籍家庭に
赤ちゃんが生まれたときの
大切な3つの手続き**A** 出生届

(日本の役所への届け出)

B 在留資格

(入管への申請)

C 本国への登録

(大使館・領事館)

日時

2022年**1月30日** (日) 10:30~12:00

情報提供

岩崎 裕子 (神奈川県行政書士会国際部子どもビザさぽチーム)**菊 愛凜** ((公財) かながわ国際交流財団 タガログ言語スタッフ)

内容

- ・外国籍住民の手続きをスムーズに行うポイント
- ・外国籍住民の視点からみた手続きの難しさ
- ・制度説明および事例紹介 等

※外国籍住民向けの情報提供は、別途実施予定

開催方法

Zoom (ウェビナー) 参加費無料

対象

自治体職員 (母子保健担当課・出生届受付担当課・国際政策担当課等)

分娩取扱医療機関、国際交流団体、その他支援者の方

申込

フォームよりお申込みください。

https://willap.jp/p/acc_4614/3procedures/

3つの手続きができなくて、困ったことが…！



A 出生届

(日本の役所への届け出)

外国籍住民が出生届に提出期限（14日以内）があることを知らず、期限内に提出しなかった。結果、2つ目のステップである在留資格取得申請の期限も間に合わず…。



B 在留資格

(入管への申請)

新生児については在留資格取得の手続きが不要と思っていた外国籍の親が、自分の更新申請のタイミングで新生児の在留資格申請があると気が付いた。赤ちゃんは生後4か月も経過していたため…。



C 本国への登録

(大使館・領事館)

本国への登録をしないまま成年に達してしまったが、本国のルールにより成年に達した子は国籍を取ることができず…。



つづきはオンラインセミナーで！

支援者にも知ってほしい

日本に住む外国籍家庭に赤ちゃんが生まれたときの大切な3つの手続き

www.kifjp.org/child/threeprocedure

情報提供・協力：神奈川県行政書士会国際子どもビザさぽチーム



支援者向け日本語

&

10言語
(日本語併記)
+
やさしい日本語



公益財団法人 **かながわ国際交流財団**
Kanagawa International Foundation